

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和5年5月1日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー維持費	さくらインターネット	4,131 円	R5年5月～R6年1月分	1
	維持管理費	██████████	49,500 円	更新料 4-6 月分	27
	維持管理費	██████████	49,500 円	更新料 7-9 月分	86
	維持管理費	██████████	49,500 円	更新料 10-12 月分	116
	サーバー維持費	さくらインターネット	918 円	R6年2月～R6年3月分	143
	維持管理費	██████████	49,500 円	更新料 1-3 月分	172
※50%充当 合計 203,049 円×50%=101,524 円					
備考	<p>ホームページアドレス：https://mitsunori-sato.com/</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Web サイト管理・更新業務の契約書・請求書 ・ さくらインターネット受領書 				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



契約書


佐藤みつのり事務所 御中

ICO webdesign

〒

TEL

E-mail:

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、「」を「乙」と記します。

契約内容

WEB サイト管理・保守業務

「奈良県会議員佐藤みつのり WEB サイト」

期間

2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

費用

各 1 ヶ月間 15,000 円

お支払い方法

銀行振込にて。3 ヶ月毎とさせていただきます。

- ・乙は甲の上記期間、甲の Web サイトの管理・更新業務を行います。
- ・活動アルバムの更新は月 3 件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・当ホームページに掲載する写真データやテキスト文面等は、原則として甲にご提供して頂くものと致します。作成後の内容のチェックは甲におこなって頂くものと致します。

2023 年 4 月 1 日

甲記名

佐藤 光紀 

乙記名

以上

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

日付: 2023年06月13日

請求書番号: 516

下記の通りご請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
45,000円	4,500円	49,500円

ICO webdesign

振込期日

電話:

振込先

南都銀行

E-mail :

詳細	数量	単価	金額
WEBサイト更新作業	3式	15,000	45,000

備考欄

2023年4~6月分更新作業
簡易保守 (バージョンのアップグレード、バックアップなど)

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2023-10-17
請求書番号 INV-0000000021
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
45,000円	4,500円	49,500円

入金期日	振込先
	南都銀行

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	15,000	45,000

内訳	10%対象(税抜)	45,000円
	10%消費税	4,500円

備考
2023年7~9月分更新作業
簡易保守(バージョンのアップグレード、バックアップなど)

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2023-12-05
請求書番号 INV-0000000028
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
45,000円	4,500円	49,500円

入金期日	振込先
	南都銀行 [REDACTED]

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	15,000	45,000

内訳	10%対象(税抜)	45,000円
	10%消費税	4,500円

備考
2023年10~12月分更新作業
簡易保守(バージョンのアップグレード、バックアップなど)

請求書

佐藤みつのり事務所 御中

請求日 2024-03-21
請求書番号 INV-0000000046
登録番号 T8810544801606

ICO webdesign

件名 WEBサイト更新費

小計	消費税	請求金額
45,000円	4,500円	49,500円

入金期日	振込先
	南都銀行

摘要	数量	単価	明細金額
WEBサイト更新作業	3 式	15,000	45,000

内訳	10%対象(税抜)	45,000円
	10%消費税	4,500円

備考
2024年1~3月分更新作業
簡易保守(バージョンのアップグレード、バックアップなど)

領収書 No. 1

受領書

発行日: 2024年04月02日
登録番号: T3120001079845

〒630-0201
奈良県生駒市小明町556-3
佐藤 光紀 様



〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

下記金額を受領いたしました。

受領金額 (消費税込)

¥5,238-

電子受領書
につき
印紙税非課税

請求書番号: 28204617

受領日: 2023年01月24日

品名	単価	数量	金額
さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料(2023/02/01-2024/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]	5,238	1	5,238

合計 5,238
(内消費税額 10% 476)

備考

- お支払いの金融機関、各クレジットカード会社、店舗から発行された明細、受領証、レシートが正式な領収書となりますので、合わせて保管をお願いいたします。
- Web発行受領書は電子文書となり、印紙課税の対象とならないため印紙の添付はいたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印紙課税の対象になりません。

領収書 No 143

受領書

発行日: 2024年04月02日
登録番号: T3120001079845〒630-0201
奈良県生駒市小明町556-3
佐藤 光紀 様〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

下記金額を受領いたしました。

受領金額 (消費税込)

¥5,238-

電子受領書
につき
印紙税非課税

請求書番号: 30668820

受領日: 2024年01月30日

品名	単価	数量	金額
さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料(2024/02/01-2025/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]	5,238	1	5,238

合計 5,238
(内消費税額 10% 476)

備考

- お支払いの金融機関、各クレジットカード会社、店舗から発行された明細、受領証、レシートが正式な領収書となりますので、合わせて保管をお願いいたします。
- Web発行受領書は電子文書となり、印紙課税の対象とならないため印紙の添付はいたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印紙課税の対象になりません。

From

To

受信日時 2022/01/10 月 10:55

[さくらインターネット] 《ご請求書》 契約更新費用についてのお知らせ

佐藤 光紀 様

さくらインターネットをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご契約いただいておりますサービスの継続利用料金について、以下のとおりご請求申し上げます。

下記ご請求書の内容を確認いただき、期限までにお支払いくださいますようお願い申し上げます。

◆◆◆ ご請求書 ◆◆◆

ご請求日 2022年01月10日
お支払期限 2022年01月31日

ご請求先 佐藤 光紀 様
会員ID [REDACTED]
請求書番号 25735960
ご請求金額 5238 円 (消費税含)

・ご請求金額の内訳は、以下会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=25735960>
ログインには、会員IDと会員メニューパスワードが必要です。

※上記URLへアクセス後、手続き欄の「請求書印刷」ボタンより請求書の印刷が可能です。

■「銀行振込」にてお支払いの場合

以下振込先へお振込みをお願いいたします。

振込先口座：三井住友銀行 [REDACTED]
口座名義：サクラインターネット (カ)

※ 振込手数料はお客様負担となります。

銀行振込時の注意事項については下記URLにてご確認ください。

▼銀行振込みについて

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/115000041561>

弊社にてお支払いの確認後1~2時間程度(※)で、以下件名のメールを送信いたします。

件名：[さくらインターネット] お支払い確認のご連絡

※ 23時以降に弊社でお支払いを確認した場合、翌朝8時以降にメールを送信いたします。

■「クレジットカード」にてお支払いの場合

本請求は、会員メニューからクレジットカード決済でお支払いできます。決済手順は、以下マニュアルをご参照ください。

▼クレジットカード決済について(即時決済)

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052802>

◇◆◇ ご確認ください ◆◆◇

※ 前払いサービスのうち、解約手続きが完了していないサービスは、お支払いいただくことにより、更新の対象となります。

更新を希望されないサービスが上記サービス内容に残っている場合、お支払い前に会員メニューより解約のお手続きを行ってください。

▼サービスの解約

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206057042>

※ 当月に解約されたサービスがある場合は、請求合計額が変わっている可能性があります。必ず会員メニューをご確認ください。

※ 内訳に記載のご利用期間が過去日になっている場合、後払いサービスです。後払いサービス分は、既に解約手続き済みでも提供終了日までの料金のお支払いが必要です。

※ 毎月払いの料金については月末締めになるよう日割計算を行っております。通常と異なった金額の請求が届いた場合は、利用期間をご確認ください。

※ 弊社でお支払の確認ができるまで1~2営業日ほどかかる場合がございます。月末が土日祝などの休日になる場合は、お早めにお支払ください。お支払期限を過ぎますと、サービスの提供を停止させていただきます。

※ お支払の際に金融機関から発行される控えは領収書となります。弊社では、領収書は発行いたしておりませんので、大切に保管しておいてください。

※ お支払金額に過不足などが生じた場合はメールまたは電話にてご連絡させていただきます。

※ 複数のサービスや独自ドメインをご利用の場合、請求の時期がそれぞれ異なる場合があります。請求ごとのお支払いをお願いいたします。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和5年 8月 30日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 年会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団 議長 岩田国夫氏			
年会費支払目的	情報収集し県政に役立てるため			
按分率の説明	すべて県の政策研究に役立てるため 100%充当			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、政党内派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深める。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び研修会を兼ねた定例会議を年4回。必要に応じて臨時会議、役員会。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員</p> <p>◆本会の活動内容 人種問題等の情報を収集し県政に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	奈良ヒューライツ議員団年会費	59
	合計	30,000 円 (100%充当)		
備考	添付資料：奈良ヒューライツ議員団規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和5年9月28日				
表題と発行部数	令和5年夏秋号ちらし B4サイズ 40,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 27,850部、ポスティング・駅立ち 12,150部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告 ・県政活動 ・会員募集 その他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	studio KITI 村田	171,645 円	@3.82×40,000部 ≒153,000円 +文字加工代 13,200円 レイアウト代 5,000円 振込手数料 445円	70
	新聞折込代	サンケイ 広告	94,968 円	@3.41×27,850部	71
	※ 50%充当 合計 266,613円×50%=133,306円				
備考	添付資料： 令和5年夏秋号ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 佐藤みつのり

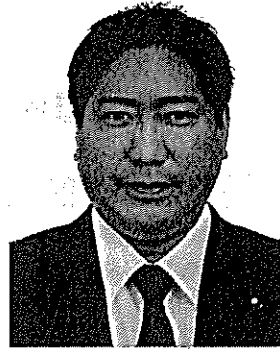
【生駒市選出・3期目】

令和5年4月に行われた統一地方選挙において皆様からの付託を受け、奈良県議会議員として3期目の任期を全力で努めて参る所存です。

奈良県議会における維新会派は私を含め、僅か3名でした。改選の結果、新たに11名が加わり14名となる第二会派となりました。

【山下まこと(新)知事】と共に停滞する奈良県政刷新の為、奈良らしい維新の改革を心掛け、地方から国の発展の為に尽くして参ります。

奈良県議会議員 佐藤みつのり



- ・会派：日本維新の会
- ・経済労働委員会
- ・観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会
- ・がん対策推進議員連盟 副会長
- ・日華(台湾)親善議員連盟 副会長
- ・殺処分ゼロを目指す 県議会議員連盟 副会長

議会報告 6月議会 一般質問

奈良県の交通戦略について

・奈良公園バスターミナルを例に奈良県下にある各バスターミナルの機能不全を指摘
 ・パーク&バスライド、レール&バスライドに加えて『バス&バスライド』を提案。
 (答弁)⇒奈良公園バスターミナルにぐるっとバスの乗り入れを検討し、相乗効果を図る

空の移動改革について

・大阪府ではロードマップやアクションプランが策定され、実装に向けて協議が進められている。奈良県としても、これからの交通戦略・新規産業として早急に取組むべき重要な課題である事を提言。
 (答弁)⇒奈良県としても国や府と連携して取組むべき課題であると認識し、今後は対応するべき部署も含めて前向きに検討する

奈良県のGX推進について

・ストレージバリエティが達せられつつある蓄電池の取扱いについて言及、利用促進等を議論
 ・今後のEVシフトについて電力及びインフラ整備について言及、知事と将来あるべき姿を議論
 ・エネルギーロスの解消について言及、ごみ焼却施設の広域化も含めて議論
 ⇒次期エネルギービジョンへの位置付けも含め、経済労働委員会で継続審議

奈良県産材の利用促進について

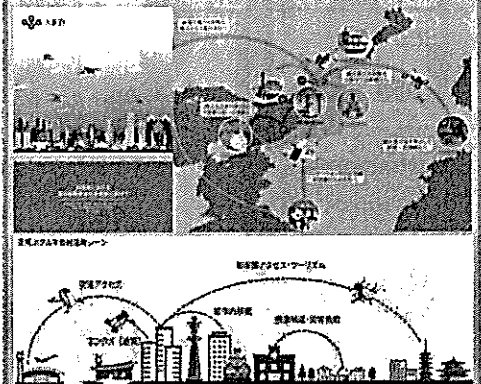
・地球温暖化対策として適切な間伐と植樹による林業サイクルは、SDGs(持続可能な開発目標)として、またGX推進の策として事業を再評価し、更なる推進を提言。
 (答弁)⇒林業サイクルの周知も含め、森林資源の循環利用を推進していく

西奈良県民センターについて

・当初より地域住民から用地売却ではなく利活用を求める声があった。佐藤はこれまで所属委員会や都市計画審議会でも意見していたが、改めて新知事に再検討を要望。
 (参照左QRコード)⇒ニュースサイト『奈良の声』からも取材を受ける

県議会 TOPIC

- 初 奈良県議会議場において大型モニターを使い初質問デジタル化が一步前進!
- 初 奈良県議会において「空の移動改革について」初質問! 先行する大阪との連携が示された。



6月議会 一般質問 動画QR



経済労働委員会 動画QR



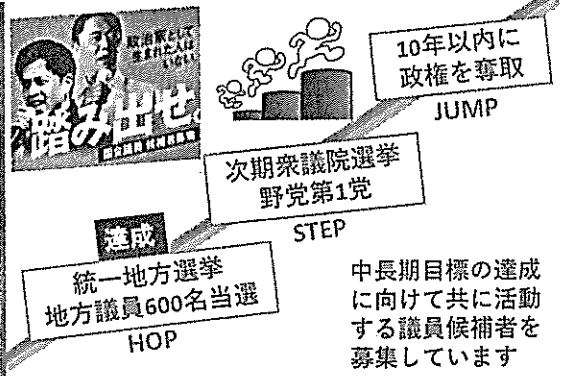
山下知事誕生による県政の変化

- 前知事の主要事業の見直し 予算執行の停止で約74億円の削減(将来分を含む約4,730億円) 24年度以降の教育無償化や子育て支援策の財源に!
- 知事の退職金・月額報酬 身を切る改革を実践! 実行! 条例改正により今任期の知事退職金約3,500万円を削減、加えて月額報酬10%削減も継続

奈良維新県議団は山下県政を全力で支援! (改善・新規提案も含む!)

- ・ 県政相談 ・ 政策立案
- ・ 選挙セミナー ・ 政治談話

各カテゴリーの内容2~3時間程度でミニ集会を企画しています。5名程度の人数が集まりましたら開催致しますので佐藤事務所までご連絡ください。



中長期目標の達成に向けて共に活動する議員候補者を募集しています

日本維新の会 所属 奈良県議会議員 14名体制 県議会第2会派となりました。

元 3期 奈良市 山辺部 奈良県議会議員 中川 崇	新 奈良市 山辺部 奈良県議会議員 星川 大地	新 奈良市 山辺部 奈良県議会議員 松本 秀一郎	新 大和郡 山部 奈良県議会議員 福田 倫也	新 大和郡 山部 奈良県議会議員 岡本 真樹	新 橿原市 高市部 奈良県議会議員 原山大亮	現 3期 北葛城郡 奈良県議会議員 清水 勉
新 橿原市 奈良県議会議員 工藤 将之	現 3期 生駒市 奈良県議会議員 佐藤 光紀	新 生駒市 奈良県議会議員 山田 洋平	新 吉野市 奈良県議会議員 清田 典章	現 2期 生駒郡 奈良県議会議員 小林 誠	新 磯城郡 奈良県議会議員 福西 広理	元 4期 吉野郡 奈良県議会議員 松尾 勇臣

《生駒市選挙区》

定数4【維新県議2名】

現 3期 生駒市 奈良県議会議員 佐藤 光紀	新 生駒市 奈良県議会議員 山田 洋平
--	--

定数22【維新市議3名】

新 生駒市議会議員 菅谷 真治	現 2期 生駒市議会議員 福井 麗子	新 生駒市議会議員 阪本 綾子
-------------------------------------	---	-------------------------------------

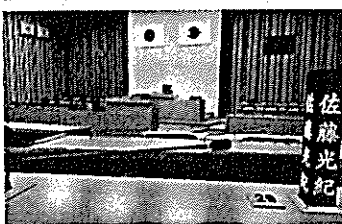
《奈良県総支部 新役員決定!》

代表 奈良県 奈良県知事 山下 真	副代表 北葛城郡 奈良県議会議員 清水 勉
幹事長 幹事長代行 副幹事長 松尾 勇臣 福西 広理 松木 秀一郎	政調会長 政調会長代行 副政調会長 原山大亮 福田 倫也 山岡 稔季
総務会長 総務会長代行 副総務会長 大西 淳文 佐藤 光紀 杉本 訓規	奈良県議会議員 原山大亮 福西 広理 山岡 稔季
奈良市議会議員 大西 淳文	奈良県議会議員 佐藤 光紀
生駒市議会議員 菅谷 真治	生駒市議会議員 福井 麗子
生駒市議会議員 阪本 綾子	生駒市議会議員 山岡 稔季

佐藤みつのり事務所 会員募集!

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めましょう。入会希望の方は、事務所までお気軽に問合せください。

Join US

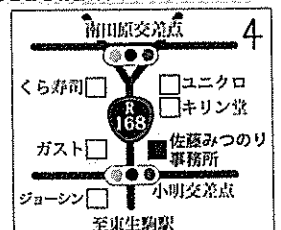


事務所及びホームページにて、皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています!

佐藤みつのり事務所

〒630-0201 生駒市小明町556-3
TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489
URL: <https://mitsunori-sato.com>

Twitter
Facebook



第11号様式の5 (第5条関係)

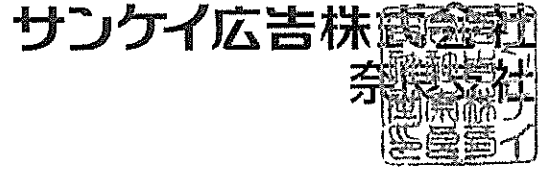
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和5年9月28日 他				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol 01 11,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 10,500部、ポスティング 500部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが奈良県議会に関する事なので 100%充当とします				
内容	・奈良県議会会派紹介 ・6月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	サンケイ 広告	35,805円	タブロイドサイズ @3.41×10,500部	72
	印刷代	プリント バック	6,480円	増刷分 B4サイズ 500部	130
	※ 100%充当 42,285円				
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol 01 (タブロイド判・B4版)				

注 発行した広報紙を添付してください。

請 求 書

請求書No. 005504-01
作成日 2023年 8月31日

〒630-0201
生駒市小明町556-3
佐藤みつのり事務所 御中



(T2-1700-0100-1375)
〒630-8113 奈良市法連町559-1
TEL 0742-32-1220 FAX 0742-32-1230
お振込みは下記の口座をお願いします。

<振込先>
南 都 銀 行

口 座 名 義 サンケイ広告奈良支社

得意先コード: 0011050

下記の通りご請求申し上げます。尚、当請求書と入れ違いにご入金済の場合はご容赦ください。

前 回 御 請 求 額	御 入 金 額	差 引 繰 越 額	当 月 分 請 求 額	合 計 請 求 額
¥0	¥0	¥0	¥35,805	¥35,805

伝票№	納期	摘要	請求内容	数量	単価	金額(税抜)
000423 -002	2023/08/20		チラシ新聞折込 日本維新の会 奈良県議会議会会派 NEWS (1) チラシB4・10,500部 生駒市/毎日・産経・読売各新聞	10,500.00部		32,550 課税(10%)
				金額	消費税	税込金額
課税(10%) 対象				32,550	3,255	35,805

メンバー紹介



まつおいさお
松尾勇臣
吉野郡

- 建設委員会
- 南部・東部地域振興対策特別委員会



さとうみつり
佐藤光紀
生駒市

- 経済労働委員会
- 観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会



こばやし まこと
小林 誠
生駒郡

- 建設委員会
- 少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会



ふくにし ひろみち
福西広理
大和郡

- 文教くらし委員会
- 総合防災対策特別委員会
- 議会運営委員会



せきもと まさき
関本真樹
大和郡山市

- 文教くらし委員会
- 観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会



まつき しゅういちろう
松木秀一郎
奈良市・山辺郡

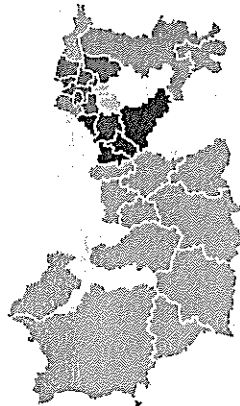
- 経済労働委員会
- 少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会
- 関西広域連合議員



やまだ しょうへい
山田洋平
生駒市

- 総務審議委員会
- 観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会

山下知事とともに、 県民目線の 「奈良県大改革」に 挑みます!



奈良県議会会派「日本維新の会」です。

4月の選挙では、皆さんからのご信託をいただき、メンバーの数も14名となりました。改選後初となる6月定例会では、この維新の議員たちが本会議や常任委員会で積極的に発言や提言を行いました。さらに私たちは会派として、県議会議員の月額報酬2割削減案を単独提案しました。これまでは少数会派だったので、皆様に維新の存在意義を感じていただく機会は少なかったと考えますが今任期は違います。

採決の結果は議長を除く42名が賛成を示し、賛成16、反対26。
自民党・無所属の会、公明党、立憲民主党が反対を致しました。

私たちは6月定例会初日に提案理由を述べ、他の議員にも理解を求めたのですが、この反対をした議員たちはこともあろうに、議論すら拒否する始末です。

報酬を下げるのが嫌だからと議論することさえ拒否するこの姿を県民の皆さんはどう思われるでしょうか?
こんな奈良県議会がいいのでしょうか?
私たちの任期は始まったばかりです。

旧態依然の奈良県議会の実態を県民の皆様にも包み隠さずお知らせし、山下知事とともに県民目線で今必要な改革に全力で取り組みます。
今後の私たちの活動にご注目ください。

しみずつとむ
清水 勉
北葛城郡

- 総務審議委員会
- 総合防災対策特別委員会
- 議会運営委員会

なかがわたかし
中川 崇
奈良市・山辺郡

- 建設委員会
- 少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

くどう 将さゆき
工藤将之
桜井市

- 厚生委員会
- 南部・東部地域振興対策特別委員会

はらやまだいすけ
原山大亮
橿原市・高市郡

- 総務審議委員会
- 南部・東部地域振興対策特別委員会
- 議会運営委員会

ふくだとしや
福田倫也
大和高田市

- 厚生委員会
- 南部・東部地域振興対策特別委員会

きよたのりあき
清田典章
香芝市

- 経済労働委員会
- 少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

ほしかわだいち
星川大地
奈良市・山辺郡

- 文教くらし委員会
- 総合防災対策特別委員会

奈良県議会会派「日本維新の会」

令和5年 6月定例会

議員報酬2割削減 条例改正案を提出

議員別の表決結果

議員報酬 2割削減提案	自由民主党・無所属の会													日本維新の会										公明党	改新なら	共	議決結果																	
	永田恒	川口信	芦高清友	金山成樹	足田進一	若林かすみ	齋藤有紀	伊藤将也	小村尚也	浦西敦史	川口雅久	池田均	西川均	乾浩之	米田忠則	粒谷友示	田中惟允	萩田義雄	岩田雅史	中野雅史	山本進章	井岡正徳	星川大地	松本秀一郎	山田洋平	清田典章		関本真樹	堀田倫也	工藤将之	中川崇	原山大亮	佐藤光紀	清水勉	松尾勇臣	藤田聖代	龜甲義明	大園正博	阪口良保	森野良次	藤山翼文	山村幸穂		
	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	X	X	X	X	X	X	O	X	否決

O=賛成 X=反対 共=日本共産党

令和5年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

松尾 勇臣 議員



- ① 関西広域連合への全部参加について
- ② 令和5年度予算執行査定について
- ③ 女性の活躍促進について
- ④ 子育て支援について
- ⑤ 描く産業の成長戦略について
- ⑥ 身を切る改革について



① 関西広域連合への全部参加について

知事は関西広域連合への全部参加の決断をされましたが、もう少し分かりやすい説明と、手続き、費用、時期、県民生活への効果、関西でめざすポジションについて質問しました。

③ 女性の活躍促進について

知事は女性の働きやすさを追求していくと公約され、人口減少社会において核心を突く公約であると思います。まずは、女性に偏っている家事や育児の負担を減らし、女性の就労をさらに支援するための取り組みについて問いました。



④ 子育て支援について

少子化は「静かな有事」とされ、国の大きな課題であり、地方自治体にとっても同じです。「高校授業料の無償化」をはじめ公約の柱であった子育て支援について、県の特徴をどのように打ち出していくのか、具体策を含め質問しました。



一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県の観光交通戦略について
- ② 「空の移動革命」について
- ③ 奈良県のGX推進について
- ④ 奈良県産材の利用促進について
- ⑤ 西奈良県民センター跡地について

「空の移動革命」について

大阪・関西万博に向け、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組みを進めています。

奈良県でも大阪府や県内自治体と連携をして取り組むべきでは。

空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光誘客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。

一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。



大阪府における空の移動革命社会実装にむけて「コンセプト」

原山 大亮 議員



- ① 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- ② 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- ③ 都市計画道路橿原運動公園線の整備について

県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考えのもと進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的運営に向けた協議会の設置等の考えを提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。



小林 誠 議員

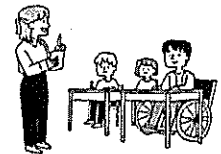


- ① 西和医療センターの移転・再整備について
- ② 大和川における遊水地事業の整備状況について
- ③ 県道法隆寺線のバリアフリー化について
- ④ 離婚後の面会交流への公的支援について
- ⑤ 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

発達障害者等を含む支援が必要な子どもも達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後も法に基づく配置に加え、障害の種類や程度に応じた加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



委員会 報告

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



清水

原山

経済労働委員会



佐藤

松本

清田

建設委員会



松尾

中川

小林

文教くらし委員会



福西

関本

壺川

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和6年1月29日 他				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol 03 12,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 10,500部 ポスティング 1,500部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが奈良県議会に関する事なので 100%充当とします				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県議会会派紹介 ・12月議会報告 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリント パック	4,099円	B4サイズ @7.54×500部× 3,769円 代引き手数料 330円	135
	印刷代	プットア ップ	3,487円	タブロイド判サイズ @3.21×1,000部× 3,212円 振込み手数料 275円	157
	新聞折込代	サンケイ 広告	35,805円	タブロイド判サイズ @3.41×10,500部 =35,805円	171
	※ 100%充当			43,391円	
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol 03 ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和5年12月定例会報告

維新の山下知事になり実現
関西広域連合に全部参加決定
 情報共有が進み、奈良県の課題解決につながるなどメリットいろいろ

一方 維新の会は反対した
議員ボーナス引上げ議案が可決
 “わざわざ”自分たちの報酬を上昇させる「お手盛り議案」

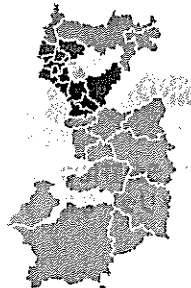
令和5年最後の定例会が終了いたしました。
 12月定例会では、14名の維新議員が各分野において、
 県民の立場に立ち積極的な議論を展開しました。
 また、県議会のずれた感覚を是正するため、自らの手でボーナスを引き上げようとする
 自民党・無所属の会へ厳しい質問や反対討論を行ったり、
 ルールを守らず議案に関係のない質疑を好き放題繰り返すことに強く抗議を申し入れました。

本会議も委員会も税金で運営されています。
 無駄な議論をする時間など1分1秒許されないので。
 税金の無駄使いがこの様な意識から生まれることを
 自民党・無所属の会には理解して頂きたいと思います。

さらに、議員特権の一つである
 新幹線でのグリーン車利用に関しても廃止を提案しました。
 1月中に他会派へ返答を求めており、どのような回答がくるのか。

行財政改革に合わせて、議会改革にもしっかりと取り組んだ12月定例会。
 ボーナスの引上げは本意ながら可決されましたが、
 私たちの会派議員は、毎月の身を切る改革に今回の引上げ分を上乗せし、
 令和6年能登半島地震で被災された地域に寄付をする予定です。

県民目線を忘れることなく、行財政改革、議会改革に
 全力で取り組みますので引き続き今後の奈良県議会にご注目ください。



各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

令和6年能登半島地震により被災された皆様および関係者の方々へ

このたびの地震で犠牲となられた方々に心よりお悔み申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
 また、被災者の救済と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。
 被害を受けられた皆様の安全と日々でも早く平穏な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

メンバー紹介

しみず つとむ
清水 勉
 北葛城郡
 ・総務警察委員会
 ・総合防災対策特別委員会
 ・議会運営委員会

なかがわ たかし
中川 崇
 奈良市・山辺郡
 ・建設委員会
 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

くどう まさゆき
工藤将之
 桜井市
 ・厚生委員会
 ・南部・東部地域振興対策特別委員会

はらやま だいすけ
原山大亮
 橿原市・高市郡
 ・総務警察委員会
 ・南部・東部地域振興対策特別委員会
 ・議会運営委員会

ぶくだ としゆ
福田倫也
 大和高田市
 ・厚生委員会
 ・南部・東部地域振興対策特別委員会

きよた のりあき
清田典章
 香芝市
 ・経済労働委員会
 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

ほしかわ だいち
星川大地
 奈良市・山辺郡
 ・文教くらし委員会
 ・総合防災対策特別委員会

まつお いさお
松尾勇臣
 吉野郡
 ・総務警察委員会
 ・南部・東部地域振興対策特別委員会

さとう みつゆり
佐藤光紀
 生駒市
 ・建設委員会
 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

こぼやし まこと
小林 誠
 生駒郡
 ・建設委員会
 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

ふくにし ひろみち
福西広理
 葛城郡
 ・文教くらし委員会
 ・総合防災対策特別委員会
 ・議会運営委員会

せきもと まさき
関本真樹
 大和郡・山市
 ・文教くらし委員会
 ・総合防災対策特別委員会

まつぎし けいいちろう
松木秀一郎
 奈良市・山辺郡
 ・経済労働委員会
 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会
 ・広域広域連合会議員

やまだ ようへい
山田洋平
 生駒市
 ・総務警察委員会
 ・総合防災対策特別委員会

日態依然の県議会改革！ 日本維新の会は断固反対！

12月定例会 | 日本維新の会が行った申し入れ

▶ **新幹線グリーン料金支給廃止に関する申し入れ**
 奈良県議会議員の出張時等で新幹線のグリーン車を利用するという社会情勢と乖離した議員特権を廃止し、県民格差の是正に努め、県政発展に尽力するための申し入れ。

▶ **県議会の運営に対する申し入れ**
 「委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内で行うことが原則」というルールを守らず、付託された議案の範囲を大きく逸脱した質疑を自由民主党・無所属の会の委員が繰り返したことへの申し入れ。

12月補正予算で、日本維新の会は反対した
 「議員ボーナス引上げ議案」が可決されたことで増額となりました。

●議員
 物価高に苦しむ県民の理解は得られない！
 約366.6万円 (令和4年度合計) → 約11万円アップ → 約377.9万円 (令和5年度合計)

●議長
 約454.7万円 (令和4年度合計) → 約14万円アップ → 約468.7万円 (令和5年度合計)

●副議長
 約397.2万円 (令和4年度合計) → 約12万円アップ → 約409.4万円 (令和5年度合計)

令和5年 12月定例会

代表質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県教育の充実について
- ② 西和医療センターの移転・再整備について
- ③ 地方自治体が担う海外地方政府との友好交流について
- ④ 道の駅「クロスウェイなかもち」の活用等について
- ⑤ 奈良県のがん対策について
- ⑥ 地域公共交通のあり方について



① 奈良県教育の充実について

質問 高校授業料等の実質無償化と、県立高校のトイレの完全洋式化・乾式化に込められた知事の思いについてお聞かせください。

答弁 次世代への投資は、奈良県の成長につながるとの強い信念を持っている。子どもたちに自らが希望する道を経済的な事情を気にすることなく歩んでもらいたいと考え、高校授業料等の実質無償化について、議論を重ねてきた。その結果、令和6年度から支援を大幅に拡充し、年収目安が910万円までの世帯に国の就学支援金と合わせて最大63万円まで、年収目安910万円以上の多子世帯に最大5万9400円まで支援したいと考える。また、県立高校の快適性を向上させるために、令和6年度から5カ年計画で全校、全トイレの洋式化・乾式化に取り組む。今後、さらに制度・事業の詳細を詰めて、必要な額を令和6年度の予算案に計上する。

一般質問

一部抜粋

清水 勉 議員



- ① 関西広域連合全部参加のメリットについて
- ② 公園施設の充実にかかる財源確保のための一部公園駐車場有料化の検討について
- ③ 寄宿舎や高校学生寮を利用する学生の負担軽減について
- ④ バリアフリー基本構想策定推進の必要性について
- ⑤ 観光行政に対する財源確保のための宿泊税の検討について

関西広域連合全部参加のメリットについて

質問 既に参加している分野を除く5分野について、参加することの意義とメリットをお聞かせください。

答弁 関西地域全体での知恵や資源を活用して、広域で連携し、課題に取り組むことで、費用負担に見合う効果があると考え。医療分野では、医療関係者等が広域連合の各種セミナーに参加することが可能となり、最新の知見が共有できるようにもなる。また、資格試験等分野では、資格等の試験事務を広域連合へ一元化することで事務軽減できるなどのメリットを新たに享受できる。

中川 崇 議員



- ① 大規模広域防災拠点用地でのヘリポートの整備について
- ② 国内旅行における観光情報の発信について
- ③ 「オーガニックビレッジ」の推進について
- ④ 西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について
- ⑤ 教員の確保について
- ⑥ 平城宮跡歴史公園の整備について

西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について

質問 西ノ京駅は、駅へのアクセス道が脆弱など複数課題があり、西側で市道や踏切の拡幅等も含め市と地元が協力して進めているなか、県も呼応して協力するべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁 西ノ京駅周辺は、道路の幅員が狭く、危険であるなどの課題を認識している。県道の拡幅計画は、市道の拡幅計画と整合させる必要があり、県としても駅西側ロータリーの整備など、市や地元が進めるまちづくりの検討に積極的に参画し、連携して取り組んでいく。

星川 大地 議員

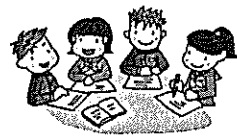


- ① SNSを活用した情報発信について
- ② 保育の担い手確保について
- ③ インターネット上の誹謗中傷について
- ④ 警察職員の働き方について

インターネット上の誹謗中傷について

質問 高校生間でのインターネットやSNSを通じた誹謗中傷やいじめに対して、県教育委員会としてどんな対策を講じているのかお聞かせください。

答弁 いじめの被害者にも加害者にもならないよう、自らの行動を振り返り、互いの人権を確かめ合う機会として、アンケートを実施している。各県立高等学校では、アンケートの分析結果を踏まえ、情報モラルの向上に取り組んでいるほか、教員の対応力向上も図っている。関係機関と連携し、児童生徒への指導、保護者への啓発を図っている。



委員会報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



清水 原山 山田

厚生委員会



Shimizu Iwano

経済労働委員会



佐藤 松本 清水

建設委員会



松尾 中川 小林

文教くらし委員会



福西 関本 星川

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和6年1月30日				
表題と発行部数	日本維新の会 県政会派ちらし vol 02 10,500部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 10,500部				
発行目的	奈良県議会会派の周知と意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの内容全てが奈良県議会に関する事なので100%充当とします				
内容	・奈良県議会会派紹介 ・9月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	サンケイ 広告	35,805円	タブロイドサイズ @3.41×10,500部	136
※ 100%充当		35,805円			
備考	添付資料：請求書・県政会派ちらし vol 02 ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

まつお いさお
松尾勇巨
吉野郡

さとう みつり
佐藤光紀
生駒市

こばやし まこと
小林 誠
生駒郡

ふくにし ひろかず
福西広理
磯城郡

せきもと まさき
関本真樹
大和郡山市

まつぎ しゅういちろう
松木秀一郎
奈良市 山辺郡

やまだ ようへい
山田洋平
生駒市

しみず つとむ
清水 勉
北葛城郡

なかがわ たかし
中川 崇
奈良市 山辺郡

くどう まさゆき
工藤将之
桜井市

はらやま たいけい
原山大亮
橿原市 高市郡

ぶくだ としゆ
福田倫也
大和高田市

きよた のりあき
清田典章
香芝市

ほしかわ だい吉
星川大地
奈良市 山辺郡

奈良県議会会派 日本維新の会

「奈良県大改革」始動!

9月定例会が終了しました。

山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。

前知事が選挙前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。

前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は

前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、

生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど

「奈良県大改革」に向け、準備をしています。

しかし、旧態依然の県議会では、

自民党・無所属の会は議員間で申し合わせをした内容を反故にしたり、

同じ内容の話を場所を変え人を変え繰り返したり、やりたい放題。

こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくなる。

ぜひ県議会録画、委員会録画で

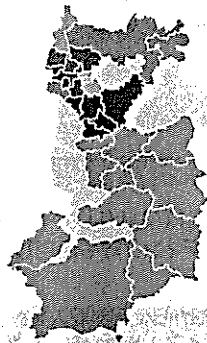
奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため

本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。

その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて

「奈良県大改革」に向け頑張ります。



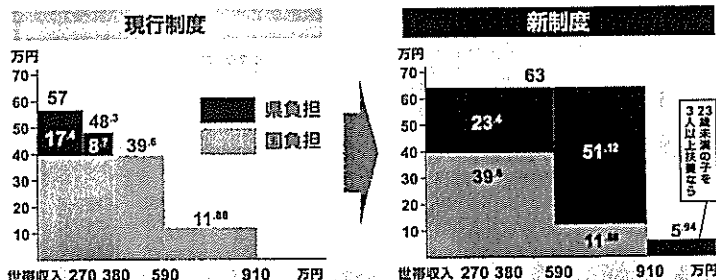
各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

山下知事 高校無償化への制度案を発表!

大型公共事業費の一部から財源を活用

県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上を扶養していれば、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。

奈良県の高校授業料支援の制度案イメージ



代表質問

一部抜粋

原山 大亮 議員

- ① 大規模広域防災拠点の用地について
- ② 大和平野中央田園都市構想の計画用地について
- ③ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備について
- ④ 自主財源の確保に向けた施策について
- ⑤ 奈良県の成長戦略について
- ⑥ 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- ⑦ 大学における奨学金制度の周知について



⑦ 大学の奨学金制度の積極的な周知を

質問 大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考える。現状と今後の取組はどうか。

答弁 現在、各県立高校に対し、県教育委員会では日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度等を紙ベースで周知し、各県立高校で説明会を開催するなどし、生徒への発信は校に任せている。今後の取組として、修学支援新制度だけでなく、学費がかからず、国家公務員として給料を受け取りながら学べる省庁管轄の大学校など、経済的支援となる情報について、来年度には全日制全学年で1人1台の利用が可能となる端末で、広く高校生にメルマガで配信を検討。また奈良テレビ枠での放送も検討する。

一般質問

一部抜粋

工藤 将之 議員



- ① 南部東部への観光客誘客について
- ② 奈良県らしい子育て政策について
- ③ 子育て世帯への経済的な支援について
- ④ 多胎児家庭支援について
- ⑤ 医療的ケア児支援について



子育て世帯への経済的な支援について

質問 日本の夫婦が理想の子どもを持たない理由の第一位は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。社会情勢が変化した現状において行政の積極的な支援が必要と考えるがどうか。

答弁 確かに、夫婦が理想とする子どもの数と、予定する子どもの数には開きがある。これを埋めるために、市町村の考えも聞きながら支援のあり方を考えていきたい。また、私立高校の無償化を進めるとしても、3人以上の子どもを育てる家庭には年収を問わず何らかの支援を行えないか事例を研究していきたい。

福田 倫也 議員



- ① 既存事業の見直しについて
- ② 建設工事等における県内業者の受注機会の拡大について
- ③ 奈良登大路自動車駐車場の来庁者利用について
- ④ 大和高田市立病院の移転整備について
- ⑤ 不登校対策について



大和高田市立病院の移転整備について

質問 県と大和高田市は、大和高田市立病院の移転整備について、県産業会館の敷地活用に関する協定を締結したが、山下知事就任後の市との議論の状況等と今後の取組はどうか。

答弁 7月の市長との面談で、「市の負担が少ない案が他にもあるのではないかと伝えたところ、「最善案を検討したい」との回答があった。その後、市の9月定例会で建替候補地の予算が可決。今後、市から検討結果が示されると考えており、その内容によっては、連携・協力して対応していく。

関本 真樹 議員



- ① まほろば健康パーク機能強化について
- ② 県営都市公園の効率的な運営管理について
- ③ 奈良県中央卸売市場再整備について
- ④ 県産農産物等の輸出促進の取組について



県営都市公園の効率的な運営管理について

質問 民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらつたトライアルサウンディング等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。

答弁 これまでも飲食店などの便益施設から使用料収入を得るなどしてきたが、県営都市公園全般についてトライアルサウンディングも含め更なる収入増に向けて取り組みを検討していく。

松木 秀一郎 議員



- ① 民間企業との連携・協働について
- ② 小規模事業者の存続・発展について
- ③ 関西広域での観光について
- ④ 道路・河川の維持管理に関する県民からの通報について



民間企業との連携・協働について

質問 県と企業で締結する「包括連携協定」。本県では協定を14社と結んでいるが、荒井県政でこの5年、新しい提携はない。認知強化が必要。連携を求めたい県政課題をWEBなどで周知すること、トップセールスをするのが有効と考えるが、山下知事の所見は？

答弁 民間企業との連携、とりわけ包括連携協定の締結は、県民にとって大変有意義。利点があると考えられる場合は積極的に協定を結び、成果などについても情報発信を行う。

委員会報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会



建設委員会



総務警察委員会



経済労働委員会



文教くらし委員会



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和6年2月29日 他				
表題と発行部数	令和6年新春号ちらし B4サイズ 35,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 27,100部、ポスティング・駅立ち 7,900部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告・県政活動報告 ・ミニ集会案内 ・会員募集 その他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	studio KITI 村田	151,885 円	@4.0×35,000部 ≒140,940円 十文字加工代 5,500円 レイアウト代 5,000円 振込手数料 445円	155
	新聞折込代	サンケイ 広告	92,411 円	@3.41×27,100部= 92,411円	156
	ポスティング	地域情報 ネットワ ーク	15,180 円	@4.6×3,000部×1.1 (消費税) = 15,180 円	170
※ 50 % 充当 合計 259,476 円×50% = 129,738 円					
備考	添付資料： 請求書・令和6年新春号ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 佐藤みつのり

[生駒市選出]・[3期目]



2024年 謹賀新年

厳しい状況が続いておりますが、如何お過ごしでしょうか。皆様がそれぞれの分野で頑張っている事にまずは感謝を申し上げたいというのが私の正直な気持ちです。

加えて、世界の情勢が目まぐるしく移り変わっていく中で、奈良県としては次世代に向けて大きく舵を切る事ができました。しかし、日本の政治は良くも悪くも相変わらず危惧しております。三期目となる今期、良き変革の為に一層奮起して参ります。未来が少しでも良くなる様、私にしかできない事を使命として、今後も励んで参ります。

奈良県議会議員 佐藤みつのり



・会派：日本維新の会

- ・経済労働委員会
- ・観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会
- ・がん対策推進議員連盟 副会長
- ・日華(台湾)親善議員連盟 副会長
- ・殺処分ゼロを目指す 県議会議員連盟 副会長

議会報告

12月議会 代表質問

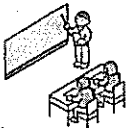
質問

答弁

1 奈良県教育の充実について

- ・他府県と比べても見劣りする教育助成額を大幅に拡充！条件付けとはなったが高校授業料等の実質無償化に進展！同時に県立高校のトイレの完全洋式化・乾式化に込められた知事の思いを聞く！※本施策は段階的に進められていきます。

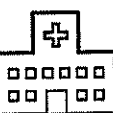
教育改革STEP.1



2 西和医療センターの移転・再整備について

- ・長年の課題であった医療センター移転整備先がようやく決定！移転場所は斑鳩町のJR法隆寺駅南側地区！その経緯と検討結果を聞く！以前のようにありきで決めたら×

地域医療を守る



3 海外地方政府との友好交流について

(大使や参事官、現地の方と話して分かった新事実！)

- ・令和3年12月に友好提携を締結したウズベキスタン・サマルカンド州との友好交流についてどのように進めていくのか。今後への展開に注目！やはり組むべきは親日国！

平和の祈りを込めて



4 道の駅の活用について (観光・物流・交通・防災拠点)

(既にあるものを活用するべし！それは道の拠点)

- ・2024年に新規OPEN予定の『クロスウェイなかまち』をどのように活用していくのか。
- ・無人航空機・ドローン政策の検討や実証をどのように考えているのか。自席からも空の産業革命について更問！

空の産業革命



5 奈良県のがん対策について

- ・県のがん検診率の向上に今後どう取り組むのか。
- ・がん対策の一環としてのアピアランスケアは女性にとって重要と考えるが、どの様に捉えて取り組むのか。自殺率が全国最下位から全国平均となっている点についても言及。

女性の視点 女性にやさしい社会を



6 奈良県の地域公共交通の在り方について

(待ったなしの地域交通の未来について質疑応答)

- ・国や自治体で検討が進むライドシェアを県がどう進めていくのか。
- ・自動運転等デジタル技術を活用した交通サービスについて現在の取組状況は、今後どう取り組んでいくのか。

交通DXの推進



1 山下知事 (当該内容は県議会初質問)
次世代への投資は奈良県の成長につながると強い信念をもっている。県政における1丁目1番地の政策と考える。後、県立高校の快適性を考慮し優先すべき施策である。

2 山下知事 (当該内容は県議会初質問)
西和7町など関係団体から追加情報を頂き、全9カ所の候補地から評価基準を明確にした上、総合的に判断して一番評価の高い当該地に決定した。※アクセシビリティ・敷地条件について最も高い点数！

3 山下知事 (当該内容は県議会初質問)
来年度に自らウズベキスタンを訪問する予定。サマルカンド州知事には万博時に奈良を訪問してもらい、これを契機に交流を活性化させる事としている。今後、具体的な交流内容について協議を進めていく。

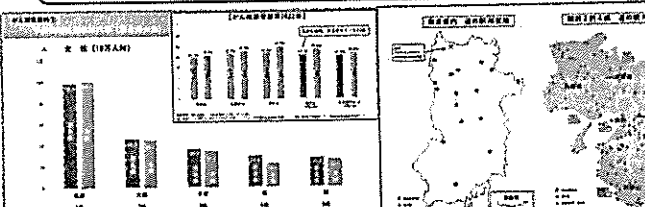
4 山下知事 (県議会初質問：拠点道の駅・空の産業革命)
地域観光のゲートウェイ(広域防災機能も備える)として活用する。無人航空機などの活用については県が実証飛行に取り組むことで地域での横展開や事業者による新サービスの創出なども期待できることから、当該道の駅での運用なども含めて前向きに検討する。

5 医療政策局長
特定の業種や保険者別で低い属性がある事が認められており、広く情報を共有し効果的な受診率の向上に努める。アピアランスケアについては、県の助成制度の状況をみながら検討していく。

6 県土マネジメント部長
公共交通をとりまく環境は大変厳しい状況と認める。デジタル技術を活用した新たな交通サービスの導入・展開が必要。県としては実証も含めて取り組んでいく

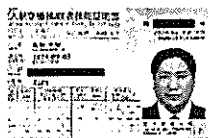


12月定例県議会における代表質問の様子はこちらのQRコードからご覧いただけます





空の移動改革・空の産業革命！



専門知識を得る為、無人航空機操縦者の国家ライセンスを取得！ 県下における飛行空域や飛行経路の検証等、試験フライトも実施中！

知事公約 教育改革 STEP.1 今後に注目！

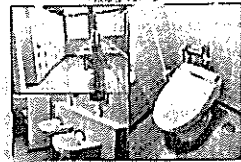
奈良県の高校授業料無償化、1人63万円上限に助成を拡充！ 私学を含め年63万円までを公費で賄う内容で、世帯年収を910万円未満とする所得制限を設けた。2024年度当初予算案に約13億円を盛り込む予定。完全無償化に向けての第一歩！（維新公約一部達成）

決算委員会にて 全部署ヒアリングを実施！

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用している事業について、全国でも相次ぐ不正や理解に苦しむ使い方がされている事も含めて適切に税金が使われているか、総点検を致しました。

奈良県立の高校のトイレを、キレイに改修

「県立高校トイレピッカピカ5カ年計画」すべての県立高校29校のトイレ353カ所を改修予定！便器を洋式にし、湿式から乾式に変更。費用は55億円、財源は前知事の公共工事を止めたことで捻出を予定。



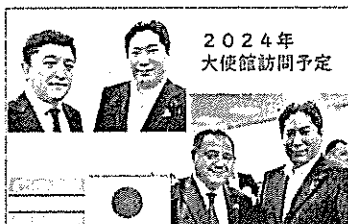
未来を見据え、聞き、話し、そして行動する。

2023年5月からの佐藤活動記録、一部ですが写真と共に以下ご紹介を致します。詳しくは『ミニ集会』で！

関西広域連合への全面参加、議会でも可決（維新公約の一つを達成）



海上自衛隊明野基地視察 最新型多用途ヘリコプター III-2ハヤブサに体験試乗



2024年 大使館訪問予定 ウズベキスタン・サマルカンド州は奈良県と友好協定を締結中！佐藤は大使や参事官と独自コネクションを持つ



決算審査特別委員会において（令和5年10月11日～17日）



伏見たかし枚方市長を 清水県議と表敬訪問



激闘!! 橿原市長選挙支援



政府予算要望



第五管区海上保安本部にて 海上保安庁と奈良県とのパイプ役としても活動中



奈良県庁にて



がん議連の副会長として要請書をとりまとめ、山下知事に提出



兵庫県維新県議団が奈良県議会を訪問。幹事として尙対（中央が佐藤）



NAFIC奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校&セミナーハウス視察



地元自治会防災訓練に講師として参加！



近隣自治会合同研修会に参加！住んでいるだけでなく、間わりを持ち続けている議員として

ミニ集会開催のお知らせ 新企画

令和6年2月1日(木)18:00~20:00

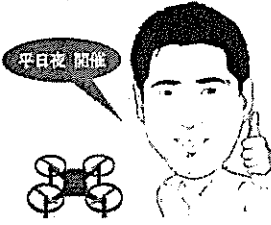
生駒市 芸術会館 美楽来 セミナー室2,3,4

政治談話 ex. 議員生活で感じた政治の本質・裏側

県政相談 ex. 普段の生活の中での困りごと

選挙セミナー ex. 議員になるには？ 選挙のいろは

政策立案 ex. 実現してほしい制度・政策などを提示



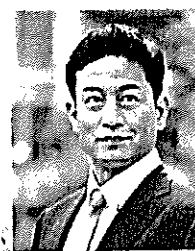
※無人航空機・ドローンの講義を始め空の移動革命や空の産業革命についての講義なども予定しております！

奈良県第1区[奈良市・生駒市] 新支部長に就任

高野あつし

- 東京大学法学部卒
元警視庁 捜査一課刑事
元外交官
元大手IT企業マネージャー

https://takano-atsushi.com/是非見てください



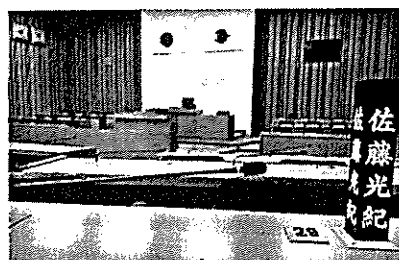
相田 洋司 後援会長より 新年のご挨拶

国づくりは地方から！『奈良を良くするため・国を良くするため』政治家は常に将来をみつめ、民意のニーズは何か、一番重要なのは何か、今何をなすべきか、それら課題解決のために命をかけて活動する真の政治家が求められます。併せてそれに賛同する強力な支援者との団結が必要です。奈良は山下知事となり政治改革に大きく舵がきられています。皆さん今後も真の政治家「佐藤みつとり」と共に奈良を良くするため、国をよくするために一緒に頑張りましょう。

佐藤みつのり事務所 会員募集！

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めましょう。入会希望の方は、事務所までお気軽に問合せください。

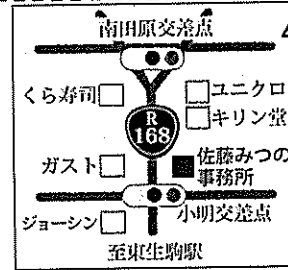
Join US



事務所及びホームページにて、皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています！

佐藤みつのり事務所

〒630-0201 生駒市小明町556-3
TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489
URL: https://mitsunori-sato.com



第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
会派・議員名 佐藤光紀				
年 月 日	令和6年1月11日 他			
場所	芸術会館 美楽来			
会議名	第1回ミニ集会			
相手方 (人数)	23名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	①無人航空機・ドローン実演 ②空の移動革命・空の産業革命 ③座談会 他 効果 県政活動に反映			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	案内状	3,444 円	案内郵送代 84 円×41 通	125
	お茶代	1,176 円	お茶 1 ケース	134
	会場費	5,040 円	芸術会館美楽来 セミナー室 2.3.4	147
		合計 9,660 円 (1/2 按分=円) 4,830 円		
備考	添付資料：案内状・ミニ資料			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

【第1回 佐藤みつのり ミニ集会のご案内】

令和6年1月吉日

【謹賀新年】

平素より【佐藤みつのり】にあたたかいご支援、ご理解を賜り誠にありがとうございます。
3期目に入り、6月には一般質問、12月には代表質問と続けて登壇させて頂き、早8ヶ月が過ぎました。

すでに実行中ではございますが、3期目はチャレンジの任期と定め取り組んで参ります。

そのひとつとして、少人数で参加型のミニ集会を予定しております。

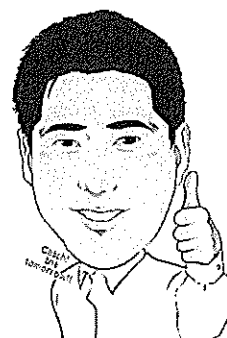
仕事帰りの方にも立ち寄って頂けるように、平日の夜に開催致します。

初めての試みとなりますが、皆様とアットホームな時間を過ごせたらと思いますので、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

ご参加の方は1/26（金）までにご連絡頂ければ幸いです。

新春号のちらしを同封しますのでご一読ください。

平日夜の開催



日時：2月1日(木) 18:00～20:00

場所：生駒市芸術会館 美楽来

セミナー室2・3・4（生駒市西松ヶ丘2番20号）

【内容】

- ・無人航空機・ドローンの実演
- ・講義「空の移動改革・空の産業革命」
- ・奈良県政一般のはなし
- ・座談会

佐藤みつのり事務所：加藤・渡辺

電話 0743-25-4675

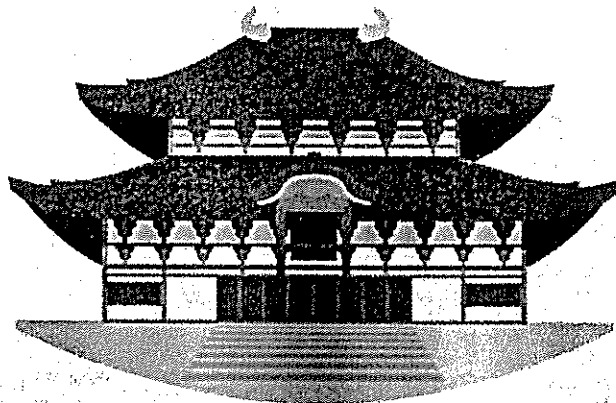
F A X 0743-25-2489

第1回

佐藤みつのり ミニ集会

【プログラム】

1. 後援会長挨拶
2. 衆議院 奈良県第1選挙区支部長挨拶
3. 無人航空機・ドローン実演
4. 「空の移動革命」・「空の産業革命」
5. 座談会



令和6年2月1日 美楽来

☆ご紹介



佐藤みつのり後援会長
相田浄司(きよし)

昭和12年生まれ 86歳

【経歴】

- ・元東松ヶ丘自治会長
7年間歴任
- ・内閣府 平成25年度
「エイジレス・ライフ実践」受賞
生駒市にて地域ボランティア団体の
設立・運営に広く携わり、
温かい地域社会づくりへの貢献が
高く評価され、現在も活動中。



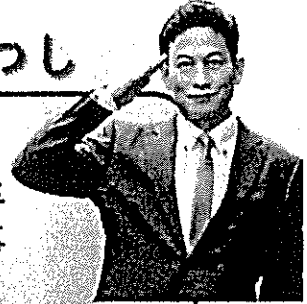
日本維新の会

衆議院 奈良県第1選挙区支部長
【奈良市・生駒市】

高野 あつし

【経歴】

- ・東京大学法学部卒
- ・元 捜査一課 刑事
- ・元 外交官
- ・元 大手IT企業マネージャー

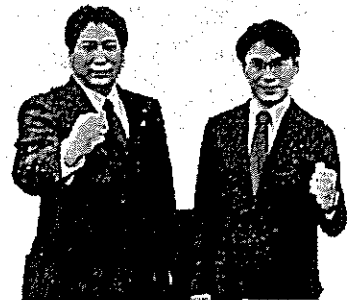


日本発祥の聖地『奈良』を
世界の中でもっともっと
輝かせたい！！

<https://takano-atsushi.com/>
是非ご覧ください



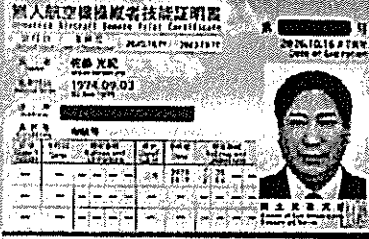
佐藤の主な活動報告



令和5年の動き

- 2～3月 ● 定例県議会（2期目最後の定例会）
- 4月 ● 統一地方選挙 3期目当選！
日本維新の会から知事誕生！県議会議員14名当選！
- 6月 ● 定例県議会にて一般質問（3期目初）
「空の移動革命」奈良県議会で初質問 キックオフ！
- 7～8月 ● 無人航空機・ドローン免許取得・各種試験に合格
- 9月 ● 定例県議会 TOPIC！令和5年度決算委員会委員！
- 10～11月 ● 選挙応援及び地元での活動
- 12月 ● 定例県議会にて維新会派より代表質問
「空の産業革命」今後の展開に期待！
★ウズベキスタン との友好協定についても言及！

無人航空機・ドローン 「空の移動革命」 「空の産業革命」



1

無人航空機操縦士の国家ライセンスを取得

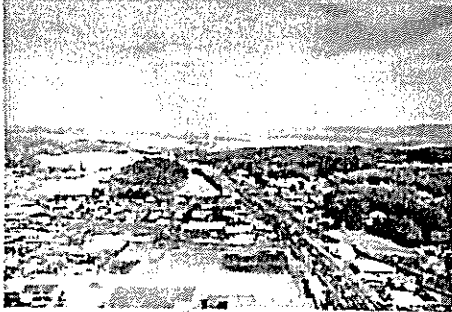
2

県議会で質問（キックオフ！）
 6月・「空の移動革命」
 12月・「空の産業革命」



3

奈良県内各所にて調査を実施中！（フライトを含む）



【奈良新聞社上空にて】



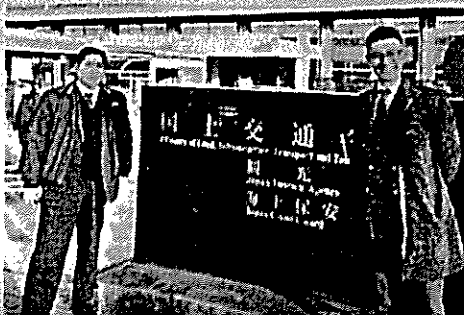
【ドローン操縦中 松木県議と】



【平城宮跡にてドローン操縦中
 星川県議、山岡市議と】

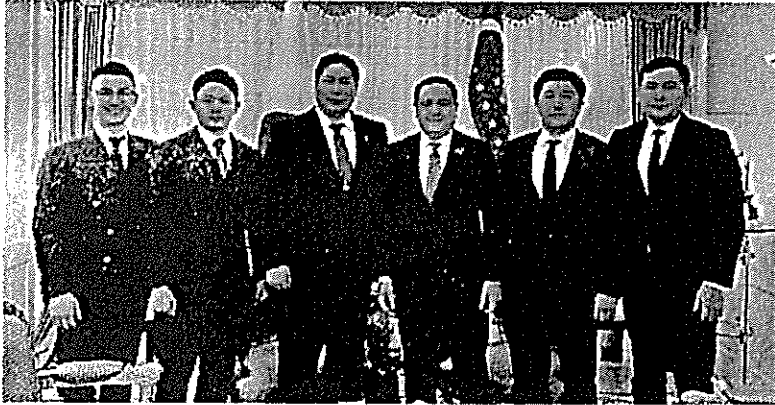
4

国交省 無人航空機安全課との面談
 不明点や今後の方針など資料を交えて協議
 その後、県担当部署と更なる協議を継続中

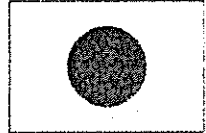
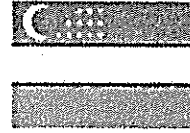


【山岡 奈良市議と】

最近の佐藤TOPIC！！



山岡市議・星川県議・佐藤・大使・参事官・書記官



ウズベキスタン大使と

ウズベキスタン大使館にて
大使、参事官、書記官と面談。
奈良県はウズベキスタン・サマルカンド州
と友好提携を、奈良市はサマルカンド市と
姉妹都市宣言を締結しています。
(星川県議、山岡奈良市議が合流)



memo

5人以上集まればミニ集会を開催させていただきます。
お気軽にお声かけください。



奈良県議会議員 佐藤みつのり事務

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102号・202号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森岡健) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5 時間 (b) (b) / (a) = 4.5 / 9 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

貸貸人変更に関する覚書

貸貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前貸貸人である被相続人 森岡 健(以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 102号

1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、貸貸人たる地位を承継した。よって甲及び乙は、甲が契約上の貸貸人としての地位を丙から承継し、貸貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前貸貸人: [REDACTED]
変更後貸貸人: [REDACTED]

2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和6年2月分から下記口座へ変更する。

銀行名:南都銀行	[REDACTED]
口座種別:	[REDACTED]
口座番号:	[REDACTED]
口座名義:	[REDACTED]

3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。

4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 / 月 30日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]
氏名 佐藤光紀 [REDACTED]

貸貸人変更に関する覚書

貸貸人 [redacted] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前貸貸人である被相続人 森岡 健(以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の貸貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 202号

1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、貸貸人たる地位を承継した。よって甲及び乙は、甲が契約上の貸貸人としての地位を丙から承継し、貸貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前貸貸人: [redacted]
変更後貸貸人: [redacted]

2 前条に伴い、貸貸料支払先は、令和6年 3月分から下記口座へ変更する。

銀行名:南都銀行	[redacted]
口座種別:	[redacted] 口座番号: [redacted]
口座名義:	[redacted]

3 甲と乙は、丙が乙と締結した貸貸借契約の内容について変更がないことに合意する。

4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 / 月 30日

貸貸人(甲) 住所 [redacted]
氏名 [redacted]
賃借人(乙) 住所 [redacted]
氏名 佐藤光紀

貸貸人変更に関する覚書

貸貸人 [redacted] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前貸貸人である被相続人 森岡 健(以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の貸貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 202号

1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、貸貸人たる地位を承継した。よって甲及び乙は、甲が契約上の貸貸人としての地位を丙から承継し、貸貸人の名義を次の通り変更することに合意する。

変更前貸貸人: 森岡 健

変更後貸貸人: [redacted]

2 前条に伴い、貸貸料支払先は、令和5年 8 月分から下記口座へ変更する。

銀行名: 南都銀行 [redacted]

口座種別: [redacted] 口座番号: [redacted]

口座名義: [redacted]

3 甲と乙は、丙が乙と締結した貸貸借契約の内容について変更がないことに合意する。

4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 8 月 24 日

貸貸人(甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人(乙) 住所 [redacted]

氏名 佐藤光紀 [redacted]

賃貸人変更に関する覚書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)

賃借人 佐藤 光紀 (以下「乙」という)

甲と乙とは、前賃貸人である被相続人 森岡 健(以下「丙」という)の逝去に伴い、下記物件の賃貸借契約に関し、以下の内容について合意したので本覚書を締結する。

住所 奈良県生駒市小明町556-3
物件名称 コーポもりおか
号室 102号

- 1 甲は、丙が令和5年7月31日に逝去したことに伴い、賃貸人たる地位を承継した。
よって甲及び乙は、甲が契約上の賃貸人としての地位を丙から承継し、賃貸人の名義を次の通り変更することに合意する。
変更前賃貸人: 森岡 健
変更後賃貸人: [REDACTED]
- 2 前条に伴い、賃貸料支払先は、令和5年 8 月分から下記口座へ変更する。
銀行名: 南都銀行 [REDACTED]
口座種別 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]
口座名義: [REDACTED]
- 3 甲と乙は、丙が乙と締結した賃貸借契約の内容について変更がないことに合意する。
- 4 本覚書に記載がない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 8 月 24 日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 佐藤光紀 [REDACTED]

建國教育借款約書

第一號

中華民國二十六年八月九日

借款總額 九百萬元

借款用途 教育建設

●●●●●

●●●●●

●●●●●

●●●●●

賃貸借契約書

貸主 森岡 健 (以下、甲という) と
借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、
本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、
この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 64,800 円也 (内、4,800 円・消費税 8%) とし、
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口
座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄と
し、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

乙は本契約の保証金として、金 600,000 円也 を甲へ預託する。
但し、乙は保証金をもって賃料その他等甲に対する支払いに充当することは
出来ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することはでき
ない。

【第4条】

本契約期間を、平成 27 年 2 月 1 日より平成 29 年 1 月 31 日迄の
2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新する
ことが出来る、それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたるも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数的変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ① この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転賃もしくは、居住用に變更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤ 風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無断、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保安、衛生、防火、防犯、防犯、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ① 震災、火災、水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付随する弁償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料・共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることとは出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めた時は、10ヶ月以内の猶予期間をおき、第22条の規定により返金する

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に關し甲の指示通りに行ったときに限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未取金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸堂等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】


甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- ⑤ 本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。
- ⑥ 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。
- ⑦ 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。
- ⑧ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。
- ⑨ 本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第29条】

借主の連帯保証人  は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ① 本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。
- ② 1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③ 乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④ 犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤ 法令の施行により消費税が増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。
- ⑥ 本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

賃貸条件

賃料	64,800円 (内 4,800円8%税)
共益費	賃料を含む
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費
合計	月額 64,800円也 (内 4,800円8%税)

保証金	600,000円
解約引	300,000円

【物件の表示】

*所在地: 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称: コーポもりおか 102号店舗
 *建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の1階部分
 *専有面積: 19㎡ (約5.5坪)

平成 年 月 日

奈良県生駒市小町560-3

森岡 健

【貸主】住所

氏名

TEL

貸主

合計 1本

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

佐藤 光紀

賃借人

【借主】住所

氏名

TEL

借主

振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

【連帯保証人】住所

氏名

TEL

【仲介人】

【取引主任者】

建物賃借契約書

借主 藤田 隆

在 藤田三丁目6番20号

借主 佐藤 光紀

契約日 令和元年 5月 1日

賃貸借契約書

貸主 森岡 健 (以下、甲という) と

借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金32,400円也 (内、2,400円・消費税8%) とし、毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

本物件は、平成27年2月1日付にて、建物賃貸借契約を締結して今日に至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら触らず現状のままに使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

【第4条】

本契約期間を、令和元年5月1日より令和3年4月30日迄の2年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたるも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月前の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることができる。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発生する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ②甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防火、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時。延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引引停止処分を受けたとき。
- ④無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ①震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付随する弁償問題。
- ④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合は、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払いは出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名譽を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第24条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領取書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第25条】


甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第26条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこと。
③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- ④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- ⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。
- ⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。
- ⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。
- ⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。
- ⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第27条】

借主の連帯保証人  は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更、電話先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならぬ。

【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第29条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ①本物件は、契約締結時の現状有姿にて賃貸借するものとする。
②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
④犬、猫等の動物類は飼わないこと。
⑤法令の施行により消費税が増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

令和元年5月1日

【物件の表示】

*所在地: 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称: コーポもりおか 202号
 *建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の2階部分
 *専有面積: 20.25㎡

【貸主】 住所 奈良県生駒市小町560-3
 氏名 森岡 健

TEL [Redacted]

【借主】 住所 [Redacted]
 氏名 佐藤 光紀

TEL [Redacted]
 【連帯保証人】 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 実印

TEL [Redacted]
 【立会人】 [Redacted]
 【宅建取引士】 [Redacted]

賃貸条件

賃料	月額 32,400円 (内 2,400円8%税)	礼金	なし
共益費	賃料に含む	敷金	なし
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費		
合計	月額 32,400円也 (内 4,800円8%税)		

貸借人 佐藤 光紀
 貸主 [Redacted]

【印鑑】 [Redacted]


鍵NO 玄関 8481C2MGNP 合計 2本
 受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	[Redacted]
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

【ご入店に関するご案内】

ご入店に際しまして、下記の要項をご案内申し上げます。

- ◆電 気
ご使用を開始されるときにブレーカーを上げて下さい。
関西電力にお客様番号と使用開始の旨をお知らせ下さい。
※連絡先 関西電力奈良営業所
TEL 0800(777)8052
- ◆上下水道
貸主にて毎月の検針請求になります。
家賃の口座へ振り込みをお願いします。
※連絡先 貸主 森 岡
TEL 
- ◆ガ ス
本物件のガスは（都市ガス）です。
お客様立会のもとに、業者が開栓を致します。
ご希望の日時を前もって御連絡下さい。
※連絡先 大阪ガス阪奈ガスセンター
TEL 0743(74)2000
- ◆ゴ ミ
※事業者のゴミは生駒市では収集されませんので、
民間のゴミ収集処理業者へご相談下さい。
尚、事業者の方は、生駒市指定の袋でないと、収集され
ません。
参考 生駒市衛生社 TEL 0743-79-9031
株式会社 NANBU TEL 0743-75-5383

NO.5

ニシダチ第1モータープール No.2 → No.5

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社
(〒107-8331 東京都港区新橋 1-15-15)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤光紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール
* 所在地: 生駒市小町546番地5
* 駐車場区画: 第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: 無指定

* 車名: _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。

(3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】質料

(1) 質料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。

(3) 新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納質料は返却しない。

(4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

(3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条項に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

(1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならぬ。

(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。

(3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。

(4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

*本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

【賃貸人】

(甲)住所： 生駒市小町794番地

氏名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所： 生駒市谷田町876番地

氏名： イコマ・ビルサーブス株式会社

代表取締役 仲 埜 幸 治

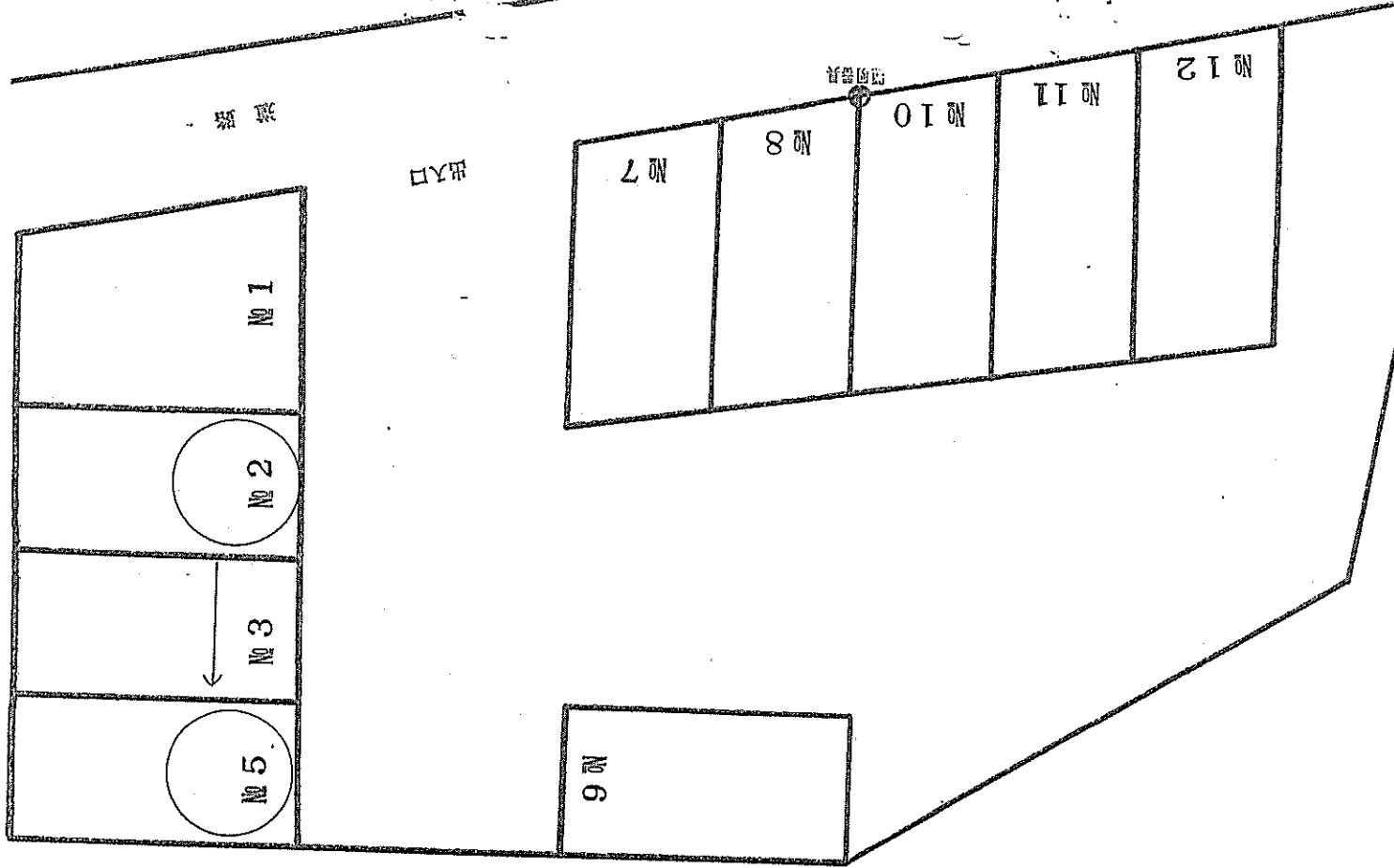
TEL : (0743) 75-2885 (代)

【賃借人】

(乙)住所： [Redacted]

氏名： 佐藤 光紀

TEL: 0743-25-4675



ニシグチ株式会社



NO. 6

ニシダテ第1モータープール No. 6

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：[REDACTED]

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社
(イコムビルサービス)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光 紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

- (1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
- * 名称：ニシグチ第1モータープール
 - * 所在地：生駒市小町5 4 6 番地 5
 - * 駐車場区画：第 6 号

- (2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

- (1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号： 無 指 定

* 車 名： _____

- (2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月 1日から2018年10月31日迄の1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をずる場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

2017年10月14日

【賃貸人】

(甲)住所：生駒市小町794番地

氏名：株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲基 幸治

TEL：(0743)75-2885(代)

【賃借人】

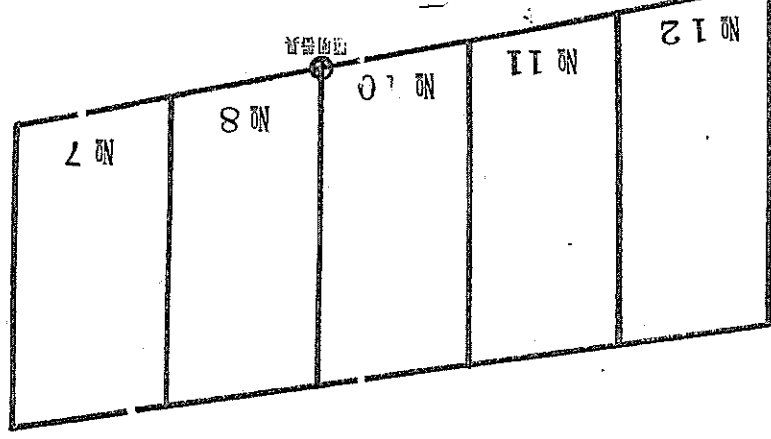
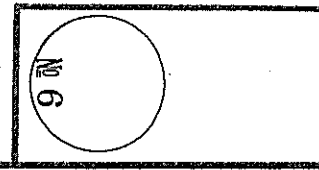
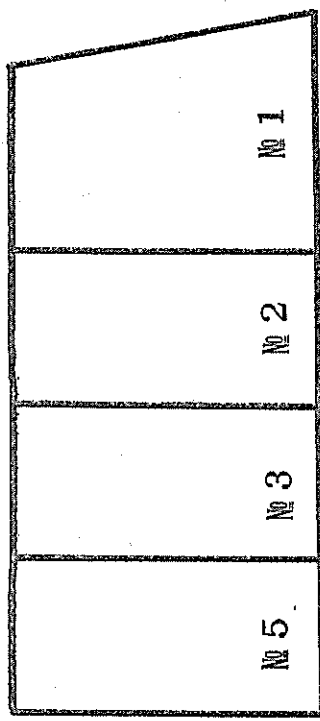
(乙)住所：

氏名：

佐藤 光紀

TEL：0743-25-4675

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



イコマ第一モール

駐車場賃貸借契約書

株式会社ニシグチ（以下甲という） 佐藤 光紀（以下乙という）との間に下記駐車場施設（以下駐車場という）の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

*名称：ニシグチ第1モータープール
*所在地：生駒市小明町546番地の5
*駐車場区画：第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所（区画）に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

*車両番号： _____

*車名： 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成 27 年 2 月 / 日から平成 28 年 / 月 3 / 日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

【変更前区画】 No. 2

【変更後区画】 No. 10

2017年10月10日

(甲) 住 所：生駒市小明町794番地
氏 名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

(上記代理人兼管理者) 住 所：生駒市谷田町876
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治



(乙) 住 所：[REDACTED]
氏 名：佐藤 光紀

【駐車場の表示】

所 在：生駒市小明町546番地5
名 称：ニシグチ第1モータープール

以 上

(以下乙とい
次の通り契約を

賃貸し、乙はこ

変更することが出

る目的に使用し

あらかじめ甲

13/日迄の11
い時は、契約

せん。

【第4条】保証金

(1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。

(2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。

(3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

(1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。

(3) 月の中途における解除もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。

(4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解除の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。

(3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することと出来る。

【第9条】その他

(1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。

(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。

(3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。

(4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

27.1.29 平成 年 月 日

賃 貸 人 (甲) 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシグテ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 浩

TEL：(0743) 75-2885 (代)

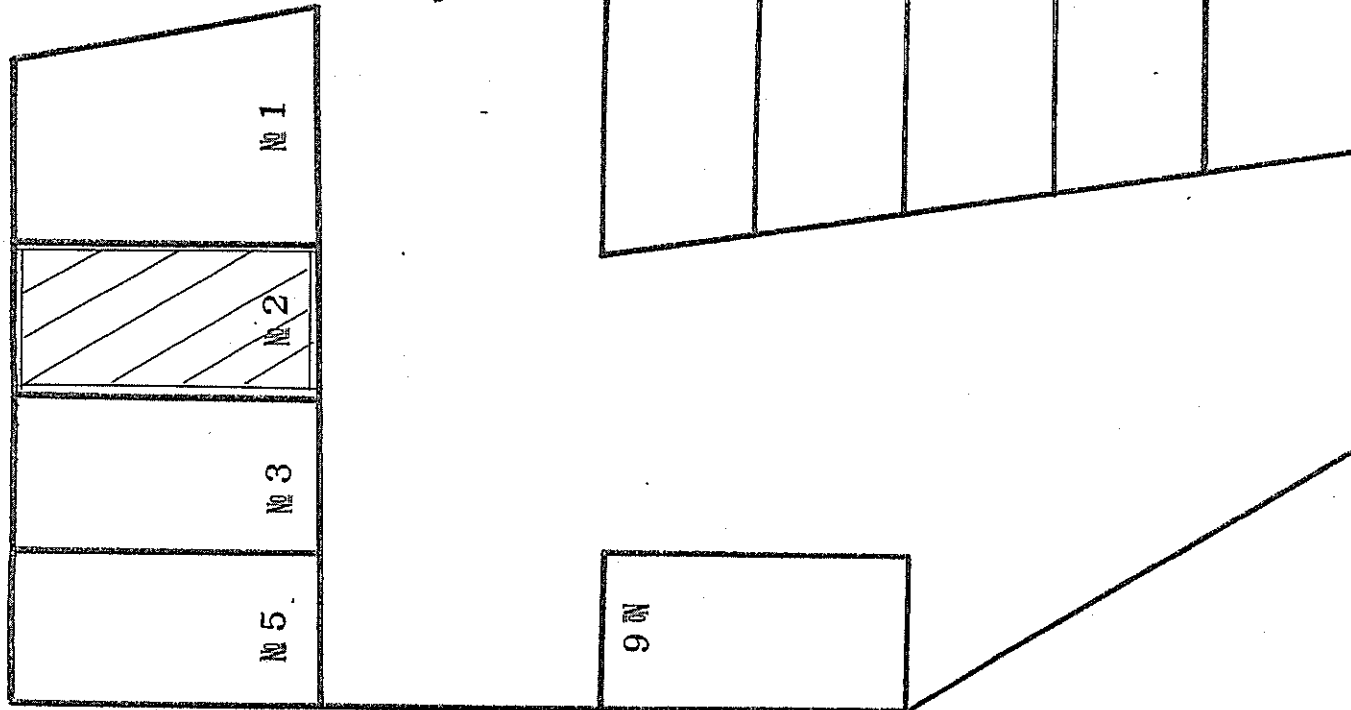
賃 借 人 (乙) 住

氏 名：

佐藤 光紀

TEL：
携 帯：

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグテ第1ビル

NO. 11

ニシグチ第1モータープール No.6 → No.11.

駐車場貸借契約書

覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 6

[変更後区画] No. 11

2017年10月10日

(甲) 住 所 : 生駒市小明町794番地
氏 名 : 株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

(上記代理人兼管理者) 住 所 : 生駒市谷田町876
氏 名 : イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治



(乙) 住 所 : [Redacted]
氏 名 : 佐藤 光紀 [Redacted]

【駐車場の表示】

所 在 : 生駒市小明町546番地5
名 称 : ニシグチ第1モータープール

以 上

駐 車 場 賃 借 契 約 必 書

車 場 施 設 (以
上 1 通 を 保 有

賃 貸 し、 乙 は

す る こ と が

目 的 に 使 用

あ ら か じ め

2 日 迄 の
1 時 は、 契 約

ま せ ん。

駐車場賃借借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設(以下
下駐車場という)の賃借借に関する通約を締結し、甲、乙各自1通を保有
する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称：ニシグチ第1モータープール
* 所 在 地：生駒市小町5 4 6 番地5
* 駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無指定

* 車 名： _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月 3日から2018年10月 2日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については月未解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成29年10月2日

【賃貸人】

(甲)住所： 生駒市小町794番地

氏名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所： 生駒市谷田町876番地

氏名： イコマ・ビルサービズ株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL : (0743) 75-2885 (代)

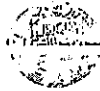
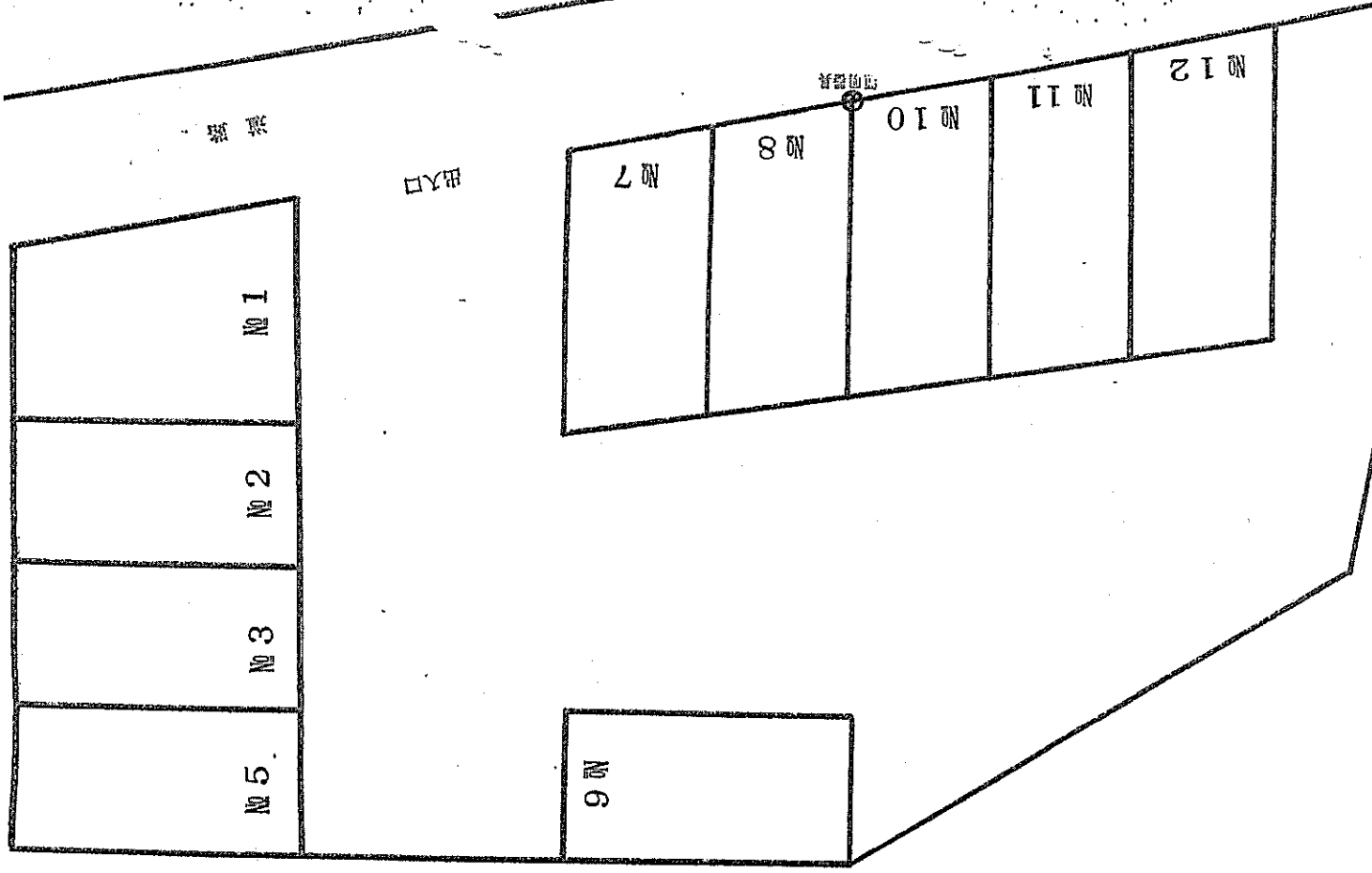
【賃借人】

(乙)住所： [Redacted]

氏名： 佐藤 光紀

TEL [Redacted]

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1号ターナード

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)
との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃借に関する次の通り契約を
締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこ
れを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール
* 所在地: 生駒市小町町546番地の5
* 駐車場区画: 第12号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出
来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用し
てはならない。

* 車両番号: _____

* 車名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲
の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年1月26日から平成28年1月25日迄の1
年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しななければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者を持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。

- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。

- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。

- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来なないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 27. 1. 26 日

賃 貸 人 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシダ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者

住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL：(0743) 75-2885 (代)

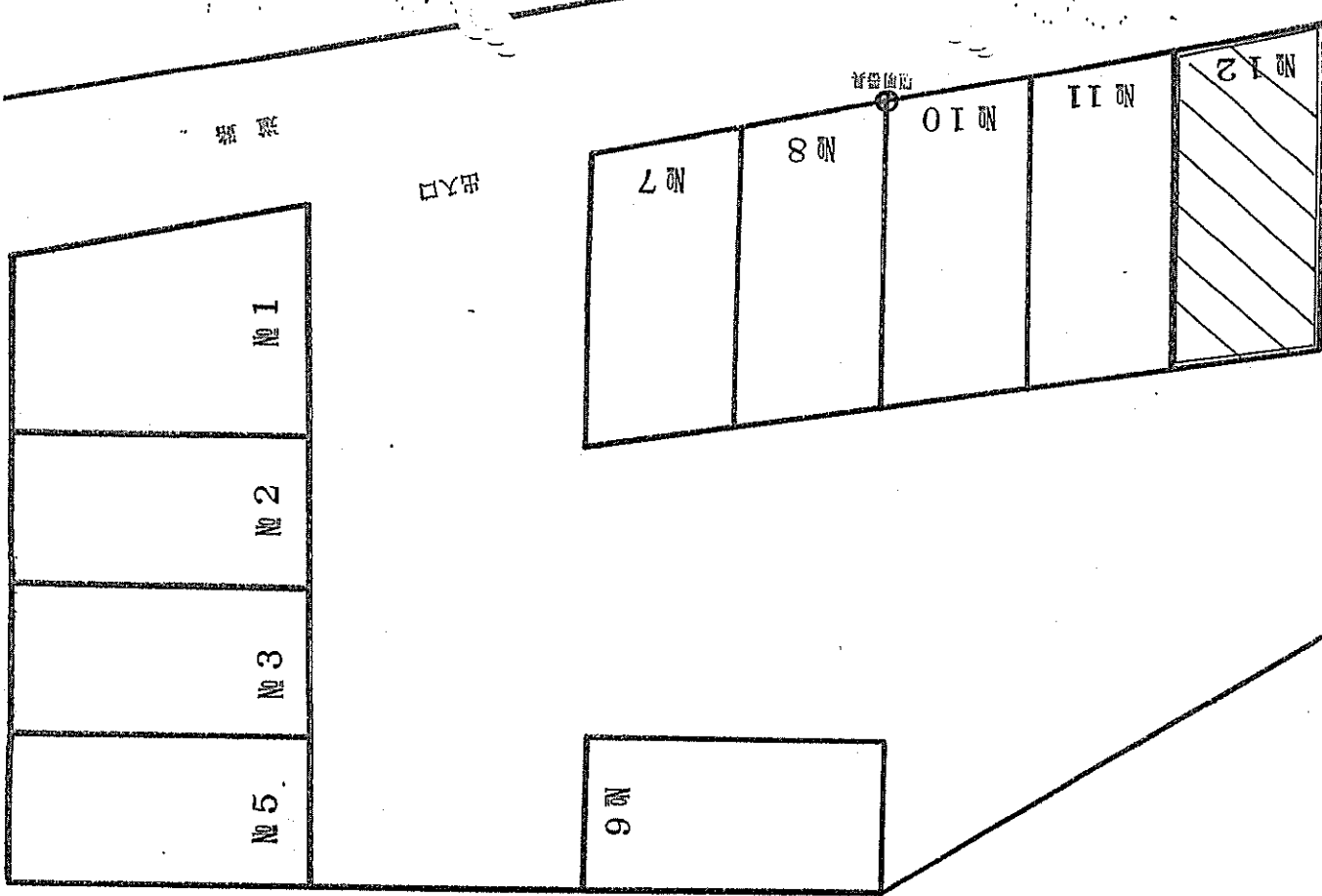
賃 借 人 住 所：

氏 名：

佐藤光紀

TEL 携 帯

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシダ第1駐車場

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連スタッフ
⑤給料(賃金)	185,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和5年 4月1日から 令和6年3月31日まで		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	9:00~18:00		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 水・土 <input checked="" type="checkbox"/> 日・祝日 <input checked="" type="checkbox"/> 年末及び年始 <input checked="" type="checkbox"/> 持盆 <input type="checkbox"/> その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 149,000 円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 固定残業手当 36,000 円 (固定残業 30 時間含む) 手当 円 賃金締切日 (毎月 20 日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和5年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">雇用者 佐藤光紀</p> <p style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED]</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		2023/4/1						
	6月	7月	8月	9月		10月	11月		12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2
労働日数	18	17	23	19	17	21	20	21	14	21	20			235
労働時間数	152	145.0	194.0	162.0	142.0	176.0	172.0	178.0	198.0	180.0	173.0			1,994
時間外労働														0
休日労働														0
深夜労働														0
基本給	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000			1,788,000
固定残業	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000			432,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	0	0	2,220,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給額	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	0	0	2,220,000
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110			13,320
社会保険料合計	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110			13,320
課税対象額	183,890	183,890	183,890	183,890	183,890	183,890	183,890	183,890	183,890	183,890	183,890	0	0	2,206,680
所得税	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200			50,400
市県民税														0
年末調整還付金									-24,700					-24,700
控除額合計	5,310	5,310	5,310	5,310	5,310	5,310	5,310	5,310	-19,390	5,310	5,310	0	0	39,020
差引支給額	179,690	179,690	179,690	179,690	179,690	179,690	179,690	179,690	204,390	179,690	179,690	0	0	2,180,980
領収印	領収印													

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	950円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/>租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和5年 4月1日から 令和6年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input checked="" type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 (<input type="radio"/>)		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩 1時間		
休日	<input checked="" type="radio"/> 水 <input checked="" type="radio"/> 土 <input checked="" type="radio"/> 日 <input checked="" type="radio"/> 祝日 <input checked="" type="radio"/> 年末及び年始 <input checked="" type="radio"/> お盆 <input type="radio"/> その他 ()		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 (<input type="checkbox"/>)		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 950円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和5年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 [Redacted] </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	生年月日												性別	雇入年月日	2023/4/1	
	住所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				3月
労働日数		15	12	17	17	17	11	11	15	15	20	12	17	12		180
労働時間数		119	80.0	83.5	88.5	88.5	61.0	91.5	77.5	85.5	99.0	69.0	102.5	71.0		1,028
時間外労働																0
休日労働																0
深夜労働																0
基本給	112,575	76,000	79,325	84,075	57,950	86,925	75,900	85,500	99,000	69,000	102,500	71,000			999,750	
固定残業																0
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	112,575	76,000	79,325	84,075	57,950	86,925	75,900	85,500	99,000	69,000	102,500	71,000	0	0	999,750	
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	112,575	76,000	79,325	84,075	57,950	86,925	75,900	85,500	99,000	69,000	102,500	71,000	0	0	999,750	
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	675	456	475	504	347	521	455	513	594	414	615	426			5,995	
社会保険料合計	675	456	475	504	347	521	455	513	594	414	615	426			5,995	
課税対象額	111,900	75,544	78,850	83,571	57,603	86,404	75,455	84,987	98,406	68,586	101,885	70,574	0	0	993,765	
所得税	1,340	0	0	0	0	0	0	0	640	0	830	0			2,810	
市県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
年末調整還付金									-3,340						-3,340	
控除額合計	2,015	456	475	504	347	521	455	513	-2,106	414	1,445	426	0	0	5,465	
差引支給額	110,560	75,544	78,850	83,571	57,603	86,404	75,445	84,987	101,106	68,586	101,055	70,574	0	0	994,285	
領収印	領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和5年 4月 1日～ 令和5年 9月 30日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	896円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和5年 4月1日から 令和5年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム 派遣職員 その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 896円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和5年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 [REDACTED] </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 [REDACTED] </div> </div>			

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和5年 10月 1日～ 令和6年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	936円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和5年 10月1日から 令和6年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input type="radio"/> パートタイム <input checked="" type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 () <input type="checkbox"/>		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 936円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和5年 10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者 被雇用者</div> <div style="text-align: center;">佐藤光紀 [Redacted]</div> <div style="text-align: center;">[Redacted] [Redacted]</div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2023/4/1				
					賞与1	賞与2	合計		
労働日数	4	4	4	4	4	4	3	52	
労働時間数	51	17.0	20.0	20.0	20.0	20.0	17.0	15.0	260
時間外労働									0
休日労働									0
深夜労働									0
基本給	45,248	15,232	17,920	17,920	17,920	14,288	18,720	22,932	236,772
固定残業									0
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	45,248	15,232	17,920	17,920	14,288	18,720	18,720	22,932	236,772
給支給額	45,248	15,232	17,920	17,920	14,288	18,720	18,720	22,932	236,772
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	45,248	15,232	17,920	17,920	14,288	18,720	18,720	22,932	236,772
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整還付金									0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	45,248	15,232	17,920	17,920	14,288	18,720	18,720	22,932	236,772
領収印	[Redacted]								

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。